委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年12月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	愛媛県	
3. 市区町村名	松山市	
4. 届出番号	14	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/johokokai/dokujiriyo.h tml	

執行機関名 松山市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	身体に重度の障がいのある者に対する住宅の整備に係る補助金の支給に関する 事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 1の項 第8号 身体に重度の障がいのある者に対する住宅の整備に係る補助金の支給に関する 事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第1条	重度身体障害者(児)住宅整備事業補助金交付要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又 は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地	事業等のうち、 <u>日常生活において他の者の介護を必要とする在宅重度身体障害者(児)のいる世帯</u> に対し、重度身体障害者(児)住宅整備事業補助金を交付することにより、当該身体障害者(児)の <u>日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立</u>
⑦独自利用事務の関連規範		重度身体障害者(児)住宅整備事業補助金交付要綱